## 法曹人口問題に関する資料説明と日弁連の考え方

2013年(平成25年)3月14日 日本弁護士連合会

### 1 はじめに

日弁連は、「司法試験合格者3,000人を目指すとの閣議決定を見直して、実際の法的需要の増加等とバランスがとれた漸増政策に転換し、合格者をまず1,500人にまで減員すべきである」との提言をしています(「法曹人口政策に関する提言」(2012年3月15日)、法曹養成制度検討会議参考資料1「新しい法曹養成制度の導入経緯と現状について」329頁)。

これに基づき,第2回法曹養成制度検討会議において,「ここ数年の司法試験合格者の急激な増加は,司法基盤の整備状況や法曹養成制度の成熟度などとのバランスに欠けており,実際の法的需要を非常に大きく上回っている。それも新人弁護士だけが突出して増えており,司法の現場や法曹の将来にとって大変憂慮すべき事態が生じている」ことを指摘した上で,具体的に,

- ① 2000年当時に予測されていた法的需要の大幅増加の状況は、裁判需要の面でも、裁判外への活動領域拡大の面でも、未だ十分には顕在化していないし、今後飛躍的に顕在化する状況もうかがわれないこと、
- ② 法曹人口を考えるにあたっては、どういうニーズに応えるために、計画的 にどういう素養を持った人間を、どのように教育しどのくらい増やすのかを 具体的に考える必要があり、需要の増加は、単に法曹人口を増加させるだけ では達成できないこと、
- ③ 需要の顕在化のためには、経済的裏づけを持った制度的な方策(法律扶助 や公的援助の拡大等)や、司法基盤の整備・拡大(裁判所支部の拡充等)等々 が必要であるが、現状は、それらが整備された状況にはないし、今後容易に 整備される状況にもないこと、
- ④ その中で司法試験合格者は毎年2,000人ないし2,100人と急増ペースで推移しており、これにより需要と供給に相当のアンバランスが生じ、新人弁護士の「就職難」とOJTの機会の不足、その結果として法曹志望者の減少という弊害を生じさせていること

等を,数々のデータと共に御説明させていただきました。

以上のうち、①④は、昨年4月の総務省による政策評価でも、「現在の2,00

0人規模の増員を吸収する需要の顕在化はなく、弁護士の供給過多により「就職難」が発生し、OJT不足による質の低下が懸念」と指摘されているところでもあります。

本日は、このうち、主として④の問題について、この間に行った調査等の結果 を踏まえながら、改めて御説明させていただきます。

# 2 新人弁護士の「就職難」がもたらすもの

2007年以来司法試験合格者数が年間2,000人余りを維持している中で、 新人弁護士の「就職難」が年々深刻化しています。もちろん、日弁連や各地の弁 護士会は毎年、就職希望者のために事務所・企業を含めた就職の紹介や斡旋等を 懸命に行っていますが、もはやそれも限界に来ています。

「就職難はどの職業にもある。なぜ弁護士の就職難が問題なのか。」との声も聞かれますが、日弁連がこれを深刻に捉えているのは、それが「法曹の質の低下」を来たす大きな要因であり、現在の状況が続くならばその懸念が現実化するのではないかという強い危機意識を抱いているからです。

ここにいう「法曹の質の低下」には、少なくとも次の二つの面があります。第一は、それが法曹志望者の大幅な減少をもたらし、その結果、多様性を含めた総体としての法曹の質が低下し、司法の弱体化を招くという面であり、第二は、それがいわゆる「即独」「ノキ弁」と呼ばれるOJTを受ける機会の不足する新人弁護士を多数生み出し、そうした人たちが実務能力、実務感覚等が不足したまま単独で事件を受任し処理することを余儀なくされていくことになるという面です。

#### 3 日弁連資料の説明

まず、新人弁護士の「就職難」等に関する調査等を鳥瞰します。

(1) 登録状況について

本日提出の日弁連資料5によれば、65期の場合、一括登録日である2012年12月20日の未登録者数は546名で修習終了者の26.3%、その約1か月後の未登録者数は298名で14.3%となっており、依然として非常に厳しい状況にあることが見てとれます。

- (2) いわゆる「ノキ弁」「即独」について
  - ① 64期までの状況について

日弁連資料1の「A 新人弁護士の就業状況」は、一括登録日から約2か月後に実施した就業状況に関するアンケート結果です。その2(2)では、

「事務所内独立採算弁護士」と回答した64期のいわゆる「ノキ弁」が回答者592人のうち8.8%(52人)で,63期よりも増加していることが分かります。回答率は32.4%ですので,未回答者も同様の割合と仮定した場合には,約160人もの「ノキ弁」がいると推測されます。

他方,同資料1の「B OJTの機会が少ないと推測される新人弁護士」は,広い意味の「即独」(いわゆる「即独」だけでなく「弁護士登録1年未満の弁護士のみで執務している弁護士」)の数を調査したものです。このような弁護士は,年々増え続け,昨年10月段階では(64期と遅れて登録した63期を併せて)134人に達しています。

上記のA2(2)とBからは、OJT不足の懸念のある新人が、200人を超えるレベルで存在することがうかがえます。

## ② 65期の状況について

日弁連資料2は65期に対して今年1月に行った調査結果ですが、いわゆる「ノキ弁」「即独」を含めたOJTの機会が少ないと推測される新人弁護士の数は合計で123人でした。この時点では363名の未登録者が外数として存在しており、彼らが十分なOJTの機会を得ることには多くの困難が伴うことは明らかですので、事態が改善されたと見ることはできません。

#### 4 法曹志望者の大幅な減少

新人弁護士の「就職難」は、法曹志望者の大幅な減少を招く大きな要因になっています。法曹志望者数の推移を、法科大学院適性試験の志願者数で見ますと(法曹養成制度検討会議参考資料2「法科大学院について」183頁)、2001年に39、350人(大学入試センター(当時))であったものが、2012年には6、457人(適性試験管理委員会)と、この10年で実に6分の1にまで減少しています。

これには、司法試験合格率の低迷や貸与制の導入による修習生の経済的苦境などの、他の複合的な要因も考えられますが、やはり新人弁護士の「就職難」が非常に大きな要因となっていると考えられます。若者らが、生計の不安な職業を避ける選択をするのはごく自然なことだからです。このことは、法曹資格のように、その取得に時間的にも経済的にもまた精神的にも大きな負担とリスクを伴うものであれば、なおさらと考えられます。近年は、既修者コースの主たる供給源である大学の法学部自体の志願者までが大幅に減少しています。これにも複数の原因が考えられますが、各種新聞報道によれば、不人気の原因は卒業しても安定した

就職の道が開けないことが影響しているとのことです。

そして,このように法曹を目指す者の総数(母体数)が大きく減少すれば,有 為な人材も相応に減少し,結果として法曹志望者の全体的な「質の低下」を招く ことになります。その意味で,上に述べた適性試験志願者の顕著な減少傾向を鑑 みると,今後も2,000人余りの合格者数を維持することが不適当なことは明 らかなところと考えます。

ちなみに、2004年には5、767人であった法科大学院の入学者総数は、 志願者数、志願倍率も併せて減少する中で2012年には定員(4、484人) を大きく割り込む3、150人にまで減少していますが(第10回法曹養成制度 検討会議事務局提出資料9頁)、今年はさらに大幅に減少するとも言われており、 法曹界に人材が集まらないという憂慮すべき現象がはっきりと現れています。ま た、社会人や他学部から法曹を志望する人の数も減少しており、人材の多様性の 確保も困難になりつつあります(法曹養成制度検討会議参考資料2「法科大学院 について」178頁)。

## 5 OJTの機会の不足

「就職難」により、多数のOJT不足の新人弁護士が社会に輩出されることによる弊害も懸念されます。

弁護士と並ぶ専門職である医師について、医師法は、診療に従事しようとする 新人医師が、大学付属病院等の指導医の下で2年以上の臨床研修を受けることを 義務付けています(16条の2)。これは、人の生命・身体を預かる専門職の養成 にOJTは必要不可欠であるとの認識を前提にするものです。

この理は、弁護士の場合にも同じく当てはまります。先輩弁護士と行動をともにして日々一緒に仕事をすることによって得られる、事件の見通しや対処方針の立て方、依頼者や利害関係者との接触や距離のとり方、解決へ向けての活動の仕方等々に関係する実務能力、実務感覚、弁護士倫理の涵養こそが、実際の業務にとって最も肝要な事柄であり、かつこれらはOJTの中でこそ体得できるものだからです。そういう意味で、日弁連は、必要なOJTによる実務経験を経てこそ一人前の実務家として成長できるものと考えています。

しかし、昨今の「就職難」が、そのようなOJTの機会が少ないと推測される 新人弁護士たちを多数生み出していることは、3に述べたとおりです。このこと は、弁護士を利用する市民にとっても由々しき事態でもあり、早急なる改善が必 要です。 もちろん,新人弁護士への研修やチューター制度など,日弁連及び各弁護士会が,工夫を凝らしてOJTを補完する試みも行っていますが,やはり座学やアドバイス的なものにとどまらざるを得ず,不十分といわざるを得ません。問題の根本には,法曹人口の急増による人口構成のゆがみがあるといわざるを得ないことは,第2回法曹養成制度検討会議に提出した日弁連資料中の⑩の表が示すとおりです。

## 6 問題の解決に向けて

このように新人弁護士の「就職難」は、法曹志望者の激減とOJTの機会が不足する新人弁護士を多数社会に輩出するという問題を生む大きな要因になっていますが、現時点において最大の問題は、この問題を早急に解決する何らの目途も、方策も提示されていない点にあります。

第9回法曹養成制度検討会議では、法曹有資格者の活動領域拡大に関して報告がなされましたが、そこでは法曹が各分野で必要とされていることは確認されたものの、その拡大には財政面や制度的な対応が必要であるところ、現状では定量的又は具体的な見通しをもった方策は提示されておらず、したがってその急激な拡大は現実的には見通せないというものであったと理解しています。

しかし、このような有効な解決策のない状況の中で、これからも予備試験組を含め毎年2,000人余りもの司法試験合格者が生み出されていくとするならば、有為な人材が弁護士を目指さず、またせっかく弁護士資格を得た新人が十分なOJTの機会を保障されないまま社会に増えていくという、極めて深刻な状況を招来します。それは、司法の機能を損ない、弁護士を利用する側の市民にとっても由々しき事態と思われます。その意味で、今はこの問題に対して直ちに対策を講じるべき時にあるというべきです。

もちろん, 法科大学院の定員の大幅な削減等により司法試験合格率を向上させることは必要不可欠です。しかし, 法曹志望者増加のためには, それに止まらず, 現状の「就職難」を解消し, 法科大学院に入学し司法試験に合格した者が法律実務家として活躍できる見通しが持てる制度にすることが重要なのです。

日弁連は、以上の意味において、この問題の解決には、司法試験合格者3、000人を目指すとの閣議決定を見直し、現在の2、000人余りという合格者数にこだわらず、法曹人口増員のペースを今より緩やかにさせることが必要不可欠だと考えています。司法試験合格者が毎年1、500人であっても、毎年1、00人ずつ、10年で1万人の法曹が増えていきます(第10回法曹養成制度検

討会議事務局提出資料 1 0 頁)。そのような漸増政策に転換することこそが、急増 政策によって生じたさまざまな問題を根本的に解決する第一歩となると考えてい ます。

本検討会議で、今後の法曹人口増員の在り方について、そのような方向性を明確に打ち出していただくことを、強く要望いたしております。

以上